

別紙 1

二輪車安全運転指導員の事前講習会実施要領

1 受講資格

- ア 年齢が20歳以上であること。
- イ 現に二輪免許又は原付免許を受けている者であること。
- ウ 二輪車の運転経験が3年以上であること。
- エ 過去3年以内に行政処分を受けたことのない者及び悪質な交通違反がないものであること。
- オ 二輪車の安全運転に関する知識、技能及び指導力が指導員としてふさわしい者であること。

2 費用

講習を受講しようとする者は、講習料として 3,000 円（教本・諸経費代）を納入するものとする。

3 講習内容

「指導員養成講習及び審査カリキュラム」（別紙3）のとおり。

4 講習用車両及び服装

- (1) 講習用車両は、原則として受講者の持ち込み車両を使用するものとする。
- (2) 服装は、二輪車の乗車に適したものとする。

5 受講申込方法等

(1) 必要書類

- ・ 指導員審査申込書
- ・ 写真2枚（縦3cm×横2.4cm）
- ・ 運転記録証明書1通 ※申込用紙は、警察署・交番に用意してあります。

- (2) 上記(1)記載の必要書類を9月5日（木）までに、二推事務局に提出（送付）して申請すること。

なお、事前講習を受講しないと審査は受けられないことから、指導員の審査の申込みがなされたことによって、事前講習会の受講申請があったものとして取り扱います。

鴻巣市大字鴻巣 405 番地 4

埼玉県警察運転免許センター内

埼玉県交通安全協会 二推事務所

(TEL048-543-2429)

6 その他

- (1) 当日は印鑑を持参して下さい。
- (2) 当日は施設内の食堂、売店の営業はしていませんので、昼食は各自で準備して下さい。